

浜松市オートレース事業庁内研究会(関係部長会)要綱

(設置)

第1条 本市オートレース事業について、浜松市オートレース事業庁内研究会(関係課長会)(以下「庁内研究会課長会」という。)において検討を重ねてきた、事業の抱える諸課題に対する研究内容を引き継ぐと共に、更なる検証と考察を加えることにより、包括的民間委託契約終了(平成22年度末)後の事業のあり方について、適切な時期の判断に備えることを目的に、浜松市オートレース事業庁内研究会(関係部長会)(以下「庁内研究会部長会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内研究会部長会は、次の各号に掲げる事項について、庁内研究会課長会の研究内容を引き継ぎ、更なる検証と考察を加える。

- (1) 浜松オートレース事業及び業界全体の経営状況に関する事。
- (2) 存続の場合を想定した平成23年度以降の市への財政貢献と包括的民間委託の更新契約に関する事。
- (3) 存続の場合を想定したメインスタンド・競走路等の施設整備と施設維持に関する事。
- (4) 存続の場合を想定した周辺環境対策に関する事。
- (5) 存続の場合を想定した国・業界の将来に向けての枠組みに関する事。
- (6) 廃止の場合を想定した土地利用制限の取扱い、跡地利用、借地の取扱いに関する事。
- (7) 廃止の場合を想定した清算費用、選手等関係者への処遇等に関する事。
- (8) 上記事項を総合的に勘案した上での、事業・業界のあり方に関する事。
- (9) その他必要な事項。

(組織)

第3条 庁内研究会部長会は、別表1に掲げる職のものをもって構成する庁内組織とする。

2 座長は、庁内研究会部長会を主管する部長をもって充てる。

(座長の職務)

第4条 座長は、会務を総理し、庁内研究会部長会を代表する。

2 座長は、自ら事故あるときのため、予め職務代理者を指名する。

(会議)

第5条 庁内研究会部長会は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 庁内研究会部長会の会議は、非公開とする。

(検討結果の報告等)

第6条 座長は、庁内研究会部長会が検討した事案の結果について、速やかに市長に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第7条 座長は、事案を調査検討するため必要があると認めるときは、庁内研究会部長会の委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。また、必要があると認めるときは、庁内研究会課長会を招集し、検討を依頼することができる。庁内研究会課長会は別表2に掲げる職のものをもって構成する

(庶務)

第8条 庁内研究会部長会の庶務は、商工部産業政策課で行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内研究会部長会に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

別表1 浜松市オートレース事業庁内研究会(関係部長会) = 庁内研究会部長会

委員	職名	備考
座長	商工部長	
委員	政策調整広報官	
委員	総務部長	
委員	企画部長	
委員	財務部長	
委員	環境部長	
委員	都市計画部長	
委員	公園緑地部長	
委員	建築住宅部長	

研究内容により委員を構成する関係部は追加変更することができるものとする。

別表2 浜松市オートレース事業庁内研究会(関係課長会) = 庁内研究会課長会

委員	職名	備考
座長	商工部長	
委員	商工部次長	
委員	人事課長	
委員	企画課長	
委員	財政課長	
委員	管財課長	
委員	都市計画課長	
委員	緑政課長	
委員	公園課長	
委員	公共建築課長	
委員	環境保全課長	
委員	産業政策課公営競技室長	